

当院における身体拘束の取り組みについて

当院では患者さんがその人らしく、希望を最大限に尊重された入院生活を送ることができるよう、身体拘束の最小化に向けた取り組みを行っております。

【身体拘束をしないことについて】

身体拘束は、せん妄（一時的な混乱・意識障害）や認知症症状の悪化、寝たきりや筋力の低下など患者さんの身体や精神に悪影響を与えるというリスクが高いと言われています。仮に安全を守るために身体拘束を行った場合でも転倒やベッドなどからの転落、点滴やチューブ類の自己抜去などの事故を完全に防ぐことはできません。そのため、当院では患者さんに悪影響がある身体拘束は原則禁止としております。

【患者さんとそのご家族へのお願い】

患者さんに転倒や転落などによる事故が生じた場合には、ご家族に報告するとともに事故が起こった状況や患者さんの状態に応じて個別に対応を行っております。

身体拘束を行わないことによる 2 次的な事故やケガなどに対して不安がある場合には、主治医や看護師にご相談下さい。安心して安全に入院生活を過ごすことができるよう患者さんとそのご家族の皆様とともに事故の予防に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【身体拘束の例外事項に関して】

手術や治療の過程において例外的に身体拘束を行う場合があります。

以下の行為は治療の性質上必要な行為であり、拘束を行わないことによる損害が大きいと考えられるため身体拘束とはしません。

【例外となる具体的な行為】

- 手術を安全に行う上で必要な固定
- 体動により重大な事故や障害を生じる恐れがある検査や治療を行う場合の一時的な固定（血管造影・CT・MRI など）
- 骨折の治療のためのギプス等による固定
- 乳幼児（6 歳以下）及び重症心身障がい児（者）等への事故防止対策
- 自身でナースコールを押すなどして、自ら看護師を呼ぶことができない患者さんに対して使用する、センサーマットやベッドセンサーなどのコールセンサー類
- 自ら着脱が可能なボタン付きの衣服、アームカバー

入院に際し、以上の点についての上承をお願い致します。

佐久市立国保浅間総合病院

事業管理者・病院長